

## ○仮換地分割等に伴う申請手順の変更について

平成27年4月1日より標記申請について、取扱いを以下のとおりといたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

- 仮換地分割に伴う従前地地積の分筆計算資料の提供は、“**仮換地変更願**”受付の後とします。  
(申請前には分筆計算資料を提供できません。)
- 申請後から分筆の完了(登記完了証等の提出)までの期限を2ヶ月間と定めます。
- 申請時に**登記事項証明書**(写可)、**印鑑登録証明書**(原本還付可)が必要になります。
- 申請から完了まで長期間を要します。事前相談の上、計画に余裕をもってお手続きください。

### 〈完了までの流れ〉

申請者：従前地分筆／分割の事前相談



**仮換地変更願**受付



【2週間程度】

太田市：指示書・従前地地積の分筆計算資料を提供



※資料コピー代要

申請者：計算結果に伴う登記申請書・地積測量図提出



【2週間程度】

太田市：分筆証明印・経由印押印 ※分筆証明料要



申請者：画地境界杭設置

仮換地の実測・杭入写真図面

登記完了証(写し)提出

※完了後の証明発行は、  
分筆に伴うデータ  
更新後となります。  
(2週間程度)

(期限を2ヶ月とする)